

## 【重要なお知らせ】ご請求内容のご案内方法変更(基本サービスの改定)のお願い

平素は弊社クレジットカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、お客さまにお持ちいただいている本カード(※1)につきまして、毎月のご請求内容のご案内方法(基本サービス)を変更させていただきたく、皆さまにご了承とご協力をお願いするものでございます。

具体的には、これまでの「はがき・封書によるご利用代金明細書(以下、ご利用明細書)」から、「弊社WEBサイト(ご請求額やご利用内容等の照会ページ)」でのお知らせに変更いたします。このほどの基本サービスの改定に伴いまして、引き続きご利用明細書をご希望の場合は、下記内容にて別途有料でのご郵送となりますので、何卒ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご利用明細書のご郵送を停止し、「弊社WEBサイト(ご請求額やご利用内容等の照会ページ)」のご利用にあたりましては、お手数料をおかけいたしますが、事前設定として必要となります「オンライン明細書切替サービス」(下記参照)への登録をお願いいたします。(※2)  
お客さまにおかれましては、この基本サービスの改定にご了承とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

※1 本カード以外のクレジットカードにつきましても、同内容の基本サービスの改定を予定しております。改定期間が確定いたしましたら改めてご案内申し上げます。

※2 本状は既に「オンライン明細書切替サービス」をご利用いただいているお客さまにも、念のためお送りしておりますのでご了承ください(ご利用中であれば再度の「オンライン明細書切替サービス」のご登録は不要となります)。

### 記

#### 1. ご利用明細書の郵送を有料とさせていただきます時期

2018年5月10日お支払分より、**一通あたりの発行手数料90円(税別)**でお送りいたします。

※クレジットカードご入会後6ヵ月間は無料です。

ご利用明細書の郵送を停止する場合は、2. 「オンライン明細書切替サービス」へのご登録をご確認ください。

#### 2. 「オンライン明細書切替サービス」へのご登録

(ご登録方法は、以下の「オンライン明細書切替サービス」についてをご参照ください)

2018年5月10日お支払分のご利用明細書の郵送を停止するには、2018年4月15日までに本サービスのご登録が必要です。

毎月15日までにご登録いただけますと、翌月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)お支払分以降のご利用明細書の郵送は停止され、発行手数料はかかりません。

#### 3. 例外事項

以下の場合、ご利用明細書発行手数料はかかりません。

- ・法令の定め※1によりご利用明細書の発行が義務付けられる場合
- ・クレジットカードご入会後6ヵ月間のご請求の場合
- ・その他、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合
- ・**ご利用代金のお支払時に満75才以上の場合※2**

※1 ①ご利用明細書に記載のご利用代金明細に、以下のショッピングのお支払方法が含まれる場合

・2回払い ・分割払い ・ボーナス一括払い ・リボルビング払い

②ご利用明細書に記載された請求額に、リボルビング払いのショッピングに係るもの含まれる場合

③ご利用明細書に記載のご利用代金明細に、キャッシングサービスまたはカードローンによるもの含まれる場合

※2 お客様による特段のお手続きはございません。

#### 4. 特約の制定

1~3の変更に伴い、2018年1月10日付で会員規約(第7条第3項)に関する特約を制定いたします。詳しくは本お知らせの裏面をご参照ください。

『オンライン明細書切替サービス』について ※既にご登録をいただいている場合、改めてのご登録手続きは不要です。

#### 1. ご登録方法

パソコン・スマートフォンで三菱UFJニコスWEBサイトへアクセス ▶ <http://cr.mufig.jp>

##### 「DC Web サービス」を初めてご利用される方

- 1 TOPページの「新規ID登録する」を押す  
→「DCカード」を選択
- 2 登録前のご注意事項を確認し、「新規ID登録」を押す→画面の案内にしたがって「オンライン明細書切替サービス」および「新規ID」をご登録ください。  
※ご登録の際は、お手持にDCカードとご利用代金お支払口座がわかるものをご用意ください。

※アクセス方法を変更する場合がございます。※携帯電話からはアクセス方法が異なります。

##### 「DC Web サービス」のIDをお持ちの方

- 1 TOPページの「ログインする」を押す  
→「DCカード」を選択し、ID・パスワードを入力の上「ログイン」を押す  
※画面の案内にしたがって必要項目を入力の上、ログインしてください。
- 2 「WEBサービストップ」→メニューの各種お申込み「オンライン明細書切替サービス/ご融資書面WEB通知サービス」

#### 2. ご登録状況確認方法

本サービスのご登録状況は、パソコン・スマートフォンでご確認いただけます。

- 1 TOPページの「ログインする」を押す→「DCカード」を選択し、ID・パスワードを入力の上「ログイン」を押す  
※画面の案内にしたがって必要項目を入力の上、ログインしてください。
- 2 「WEBサービストップ」→メニューの各種お申込み「オンライン明細書切替サービス/ご融資書面WEB通知サービス」→「照会」よりご確認ください。

### 〈ご利用代金明細書発行に関する特別規約(’18.1.10制定)〉

裏面

以下特約は、文字が小さくても読みやすいユニバーサルフォントを使用しています。

本特別規約(以下「本特約」と称します。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」と称します。))とそのグループ会社所定のDC個人会員規約(以下「会員規約」と称します。))に定められたご利用代金明細書の発行とその費用の取扱いその他これらに関連する事項について、会員規約の特別規約として定めたものです。

ご所属のカード発行会社が三菱UFJニコスの場合は三菱UFJニコスを、グループ会社の場合はグループ会社を「当社」と称します。  
ご所属のカード発行会社がグループ会社の場合、当社および三菱UFJニコスを併せて「両社」と称します。  
ご所属のカード発行会社が三菱UFJニコスの場合、本特約の「両社」、「当社または三菱UFJニコス」を「三菱UFJニコス」と読み替えます。

#### 第1条(本特約の適用範囲およびその効力)

- 1 本特約は、会員規約に定める本人会員のうち、両社が別に定めるカードの貸与を受けた者(以下「対象本人会員」と称します。))に対して適用されるものとします。この場合において、両社が別に定めるカードは、当社または三菱UFJニコスウェブサイトに掲載する方法により公表します。
- 2 本特約の内容が、会員規約または会員規約に関連する他の会員特約と抵触する場合は、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

#### 第2条(ご利用代金明細書のオンライン明細書切替サービスによる提供等)

- 1 当社は、対象本人会員に対し、会員規約第7条第3項に定めるご利用代金明細書につき、同項第1文の規定にかかわらず、両社のDCブランド会員向けウェブサイトである「DC Web サービス」内で提供される「オンライン明細書切替サービス」により、電磁的記録の提供の方法によって、会員規約第7条第3項第1文に定める通知に代えるものとします。
- 2 対象本人会員は、前項の方法によりご利用代金明細書記載事項の提供を受けることができるよう、会員規約第7条第1項に定める約定支払日の前月15日までに、「DC Web サービス」および「オンライン明細書切替サービス」に登録し、かつ対象本人会員の資格を有する間、これを維持するものとします。

#### 第3条(発行手数料の支払義務)

前条の定めにかかわらず、当社は、対象本人会員の申し出がある場合または対象本人会員が前条第2項の義務を履行しない場合には、ご利用代金明細書を対象本人会員へ送付するものとします。この場合、対象本人会員は、当社に対しご利用代金明細書の発行および送付に係る手数料(以下「発行手数料」と称します。))として当社が定める額を支払うものとします。

#### 第4条(発行手数料の支払時期および支払方法)

発行手数料は、当該発行手数料に係るご利用代金明細書で請求するショッピング利用

代金の約定支払日に当該代金と合算して支払うものとします。

#### 第5条(発行手数料の免除)

- 第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当社は、当該対象本人会員に対し、発行手数料の支払義務を免除します。
- (1) ご利用代金明細書に、ショッピング利用の支払方法が2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いによるご利用代金が含まれる場合
  - (2) ご利用代金明細書に、リボルビング払いのショッピング利用に係る請求が含まれる場合
  - (3) ご利用代金明細書に、キャッシングサービスまたはカードローンによるご利用代金が含まれる場合
  - (4) 前各号のほか、当社が発行手数料の支払いを要しないものとして別途認める場合

#### 第6条(発行手数料の返金)

当社が第3条第1文の定めにより対象本人会員に対してご利用代金明細書を送付した場合であっても、当該ご利用代金明細書のご利用明細に記載されたショッピング利用代金等について、対象本人会員に支払義務がない場合には、当社は、会員の請求により、当該ご利用代金明細書に係る発行手数料を返金します。

#### 第7条(発行手数料の返金口座)

前条により当社が発行手数料を返金する場合には、対象本人会員名義の預貯金口座への振込みの方法によるものとします。この場合において、支払預金口座として当社に登録された預貯金口座がある場合には当該口座への振込みとし、支払預金口座の登録が存在しない場合には、預貯金口座の届出をしていただきます。当社は、かかる預貯金口座の届出がなされるまで、発行手数料の返金を行わないことができるものとします。

#### 第8条(発行手数料の相殺)

前条の規定にかかわらず、当社が会員に対して金銭債権を有している場合には、その履行期において特段の意思表示をすることなく、当該金銭債権と返すべき発行手数料とを相殺することができるものとします。

#### 第9条(発行手数料の利息)

当社は、発行手数料の返金をすべき場合、返金すべき会員に対し利息を付さないものとします。

#### 第10条(本特約の変更)

本特約の変更について、当社または三菱UFJニコスから変更内容または新特約を通知した後、カードを利用したときは、会員が変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、当社は、法令により本特約を変更することが許される場合には、当該法令に定めるところにより本特約を変更することがあります。

#### 本件に関するお問合せ先

下記窓口は、「**ご請求内容のご案内方法変更(基本サービスの改定)について**」の専用窓口です。

ご契約内容に関する確認・変更・各種お問合せにつきましてはカード裏面に記載のご所属のカード発行会社までお問合せください。

#### 三菱UFJニコス特設デスク

0120-537230(番号のおかけ間違いにご注意ください)

受付時間/9:00~17:00(無休・年末年始は休み)

本状は、2017年9月現在の情報に基づき作成しております。  
サービス内容等を変更する場合がございますのでご了承ください。

#### オンライン明細書切替サービス登録のチャンス!

抽選で1,000名様に**1,000円分**の**ギフトカード**が当たる**キャンペーン実施中**

期間 2017年10月16日(月)~2018年5月31日(木)

※抽選は2回に分けて実施します。(第1回締切 1/31・第2回締切 5/31)

期間中にオンライン明細書切替サービスに新規でご登録いただいた方の中から抽選で、1,000名様に三菱UFJニコスギフトカード1,000円分をプレゼントします。

※キャンペーンの注意事項、賞品発送時期についてはWEBサイトでご確認ください。

#### キャンペーン詳細

スマートフォン・携帯電話から

パソコンから ▶ <http://cr.mufig.jp/meisai/d3-1>

